

川崎町マスコットキャラクター使用取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎町のPR及び地域活性化のため製作した川崎町が管理するマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、キャラクターの適正な管理又は運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは別表に掲げるマスコットキャラクターとし、基本デザイン及びそれを展開したもの並びに着ぐるみすべてのことをいう。

(申請)

第3条 川崎町キャラクターを使用する場合は、あらかじめ川崎町マスコットキャラクター使用承認申請書（以下、「申請書」という。）様式第1号に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町の機関が使用するとき。
- (2) 町が使用を依頼するとき。
- (3) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがあるとき。
- (5) 町の品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) キャラクターデザインを正しい使用方法に従って使用しないとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が使用について不適當であると認めたと
き。

2 町長は、前項の規定により使用を承認したときはマスコットキャラクター使用
承認通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとし、使用を承認しないときは
マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)を申請者に通知するも
のとする。

3 町長は、使用承認に際し、条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 キャラクターの使用承認期間は、1年を超えることができない。ただし、
書籍又は映像作品等での使用については、この限りでない。

2 前項の期間は、更新することができる。

3 第3条の規定は、前項の更新について準用する。

4 前項の規定により更新の承認申請を受理した場合は、第4条の規定を準用する。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵
守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従う
こと。

(2) 第4条第1項の各号に該当しないこと。

(3) 定められた色、形状等を町長の承諾なく改変しないこと。

(4) 承認に係る物件に、使用するキャラクターの名称及び説明を記載すること。

(5) 承認に係る物件の使用にあたり事故等が発生しないよう万全の配慮を行う
こと。

(6) キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(7) 承認に係る物件の完成見本を速やかに町長へ提出すること。ただし、完成
見本の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代え
ることができるものとする。

(申請内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめマスコッ
トキャラクター使用承認変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受
けなければならない。

2 第4条第1項の規定は、前項に規定する変更申請について準用する。

3 町長は、前項の規定により承認することが適当と認めるときはマスコットキャ
ラクター使用変更承認通知書(様式第5号)を申請者へ通知するものとし、承認す
ることが不適當と認めるときはマスコットキャラクター使用変更不承認通知書
(様式第6号)を申請者へ通知するものとする。

4 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が使用を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、マスコットキャラクター使用承認取消通知書(様式第7号)を使用者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

(責任の制限)

第10条 キャラクターの使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

川崎町マスコットキャラクターに係る川崎町観光協会の発展的 使用に関する要領

川崎町長は、川崎町マスコットキャラクターを通して当町の観光振興と地域活性化による町づくりの伸展を図るため、川崎町観光協会に、川崎町マスコットキャラクターの商品化又は将来的な産業化等に寄与する事業への発展的な使用及び活用を認めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

- ・キャラクターデータ参照
- ・チョコえもん着ぐるみ含む。

